



# 福山市景観計画

～（仮称）福山城周辺景観地区～

ばらのまち福山

※景観地区を都市計画決定した時点で、「（仮称）福山城周辺景観地区」を「福山城周辺景観地区」と読み替えるものとします。（以下同じ）

年（            年） 月 部分改定



福山市

素案

## 目 次

はじめに

第1章 福山市の景観特性.....	5
第2章 景観計画の区域と方針.....	21
2 良好な景観の形成に関する方針.....	24
(4) 地域別の景観づくりの方針.....	32
1) 中央地域.....	33
2) 東部地域.....	37
3) 西部地域.....	41
4) 南部地域.....	45
5) 北部地域.....	49
6) 北東地域.....	53
第3章 景観づくりに向けた取組.....	57
7 (仮称) 福山城周辺景観地区.....	75
(1) 福山城周辺を取り巻く状況と課題.....	75
(2) 目指すべき景観.....	75
(3) 対象地区.....	76
(4) 高さの制限の設定.....	76
(5) 景観地区の概要.....	77
1) 景観計画区域と景観地区の違い.....	77
2) 景観地区の規制と手続き.....	77
(6) (仮称) 福山城周辺景観地区の制限.....	78
1) 建築物の制限.....	78
2) 工作物の制限.....	78
資料編	
1 福山市景観計画検討懇談会.....	83
・委員名簿.....	83
・福山市景観計画検討懇談会設置要綱.....	84
・福山市景観計画検討懇談会の経過.....	85
2 市民アンケート調査の概要.....	87
・福山城周辺の景観保全に関するアンケート.....	87

## 第2章

# 景観計画の区域と方針

1 景観計画区域

2 良好な景観の形成に関する方針





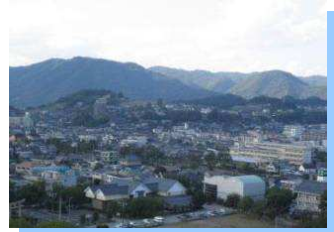
## 第2章 景観計画の区域と方針

※第二章については、改定するページのみ掲載し、改定部分にアンダーラインを引いています。

### 1) 中央地域

#### ■景観の特性と課題

- 蔵王山を中心とした稜線や芦田川右岸の草戸山から熊ヶ峰への山並みが、市街地の背景となるみどりをなしています。また、石槌山などの稜線が地域西側の背景となっています。
- 芦田川の流れが河川軸として大きく横たわり、市街地には蓮池川や道三川などの流れが潤いをもたらしています。また、沿岸部からは瀬戸内海を眺望することができます。
- 福山駅を中心とする中心市街地では、にぎわいや楽しさの創出が求められています。また、国道2号など幹線道路の沿道にも、商業・サービス施設の立地が進んでおり、快適な沿道の景観づくりが求められています。
- 本市のシンボルである福山城を中心として、その周辺にはふくやま美術館や広島県立歴史博物館などの文化施設が集積しており、市街地に残るみどりと一体となって、自然や歴史・文化が感じられます。しかし、近年、その周辺に高層建築物が増加しており、その状況は今後益々加速することが想定され、福山城のシンボル性が損なわれることが懸念されます。また、地域内には明王院や往時をしのばせる石碑なども残る西国海道（旧山陽道）もあり、歴史を身近に感じることができます。
- 中央公園やばら公園、緑町公園をはじめとする公園がまちに潤いを与えるとともに、福山市庁舎、リーデンローズ（ふくやま芸術文化ホール）、まなびの館ローズコム（福山市中央図書館、福山市生涯学習プラザ）などの公共施設は、地域のランドマークとなっています。



#### ■まちづくりの方針（都市マスタープラン）

中国・四国地方の拠点都市にふさわしい拠点性と求心力を備えた中心市街地と、快適・利便性に優れた居住環境の整った地域づくりをめざします。



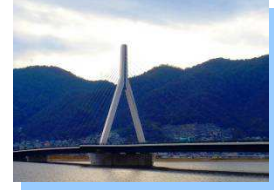


## 第2章 景観計画の区域と方針

### ■具体的な景観づくりの方針

#### 多様な自然を身近に感じられる景観づくり ～「みどり」・「水」を守る～

- 蔵王山や石槌山、草戸山から熊ヶ峰への山並みなど、市街地の背景となるみどりを保全し、豊かな自然を感じられる景観をめざします。
- 市街地内の河川や水路の周辺では、潤いを生かして周囲のまち並みと調和した景観をめざします。また、芦田川などの河川空間やため池周辺については、水辺の自然地や水生動植物の保全・保護、親水機能の向上・創出などにより、潤いのある水辺の景観をめざします。



#### まちの潤いやにぎわい、活力を感じる景観づくり ～「にぎわいの核と軸」を演出する～

- 福山駅周辺では、駅北側の歴史・文化的特性と調和を図りつつ、活力ある現代的な都市整備を進め、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい風格とにぎわいを感じられる景観をめざします。
- 福山市庁舎やまなびの館ローズコム（福山市中央図書館、福山市生涯学習プラザ）などの公共施設、ばら公園や中央公園などの公園、道三川や商店街などのまち並みを活用し、まちを歩く楽しさが感じられる魅力的な景観をめざします。
- 国道2号や国道313号などの市街地の幹線道路沿いでは、緑化の促進や屋外広告物などの景観を整えるよう取り組み、潤いやにぎわい、活力が感じられる快適な景観をめざします。
- 住宅地などでは、周囲と調和した落ち着いた景観の誘導に努めます。また、開発地については緑化を促進し、潤いある景観をめざします。



#### 貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり ～「心に残る眺め」を大切にする～

- 福山城周辺や明王院周辺などの歴史・文化的景観資源を有効活用するとともに、周辺に残る貴重な風致を保全し、市民の誇りとなる特徴的な景観をめざします。



#### 中央地域で共有する景観づくりの方針

- 福山城周辺では、歴史・文化的特性と調和を図りつつ、活力が感じられる現代的で風格ある都市景観をめざします。
- 福山駅周辺では、歴史・文化的資源を有効活用するとともに、建築物等の高さ制限を行い、福山城のシンボル性を維持しつつ、都心部に残る貴重な風致を保全することで、市民が誇れる景観を目指します。
- 芦田川などの水辺やばら公園、緑町公園などのばらを生かした、潤いある市街地の景観をめざします。





## 第2章 景観計画の区域と方針

### 中央地域 景観方針図

#### まちづくりの方針

中国・四国地方の拠点都市にふさわしい拠点性と求心力を備えた中心市街地と、快適・利便性に優れた居住環境の整った地域づくりをめざします。

#### 中央地域で共有する景観づくりの方針

福山駅周辺では、歴史・文化的特性と調和を図りつつ、活力が感じられる現代的で風格ある都市景観をめざします。



福山駅前広場整備(イメージ)

福山城周辺では、歴史・文化的資源を有効活用するとともに、都心部に残る貴重な風致を保全し、市民が誇れる景観をめざします。



福山城周辺

芦田川などの水辺やばら公園、緑町公園などのばらを生かした、潤いある市街地の景観をめざします。



芦田川周辺(芦田川大橋)



ばら公園



# 第3章

## 景観づくりに向けた取組

- 1 協働による景観づくり
- 2 景観づくりの施策
- 3 良好な景観づくりのための行為の制限
- 4 景観形成地区の基本的な方針
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 6 その他の良好な景観づくり
- 7 **（仮称）福山城周辺景観地区**





### 7 (仮称) 福山城周辺景観地区

#### (1) 福山城周辺を取り巻く状況と課題

福山城郭内に駅があり、新幹線ホームや駅前広場などから天守が見えることが、市民の誇りであり、それが本市のシンボルでもありましたが、近年、福山城に近接して高層建築物が建設され、そのシンボル性が低下しています。

人口減少等に伴う地価の下落によりマンション等の取得が容易になったことに加え、高齢化の進展による移動の容易性の観点から、新幹線「のぞみ」も停まる福山駅を中心とした公共交通網の結節点であり、高次都市機能が集積して利便性の高い中心市街地への注目度が高まっています。このような中、福山駅前再生の取組や築城400年に向けた取組による環境整備の期待から、今後更に福山城周辺へ高層建築物が建設される可能性が高まっています。

こうしたことから、2022年(平成34年)の福山城築城400年に向け、福山城周辺の建築物等の高さ制限を行う必要があります。

#### (2) 目指すべき景観

福山城天守は、1945年(昭和20年)8月8日の福山大空襲で焼失し、福山市市制施行50周年記念事業として再建されたものです。福山城は、1622年(元和8年)8月28日に水野勝成が築城してから本市のまちづくりの中心となってきました。

本市は、将来にわたり本市のシンボルとして、まちづくりの中心であり続けられるよう、2018年(平成30年)8月28日に天守を景観重要建造物に指定しました。

今後は、福山城周辺の建築物等に対して高さ制限を設けることで、長い時間をかけて、市民と行政が力を合わせて築城当時、天守の背景に広がっていた青い空を復元しようとするものです。







## 第3章 景観づくりに向けた取組

### (3) 対象地区

福山城は内堀と外堀をもち、当時10万石の領主の城としては壮大な城郭でした。また、城郭の北側には神社仏閣が立地していました。

本市は、1939年（昭和14年）に、福山城公園とその北側に広がる神社仏閣群を含む一体の緑地帯を「福山城跡風致地区」に指定し、1970年（昭和45年）から、条例により建築物の高さを15mまでに制限してきました。

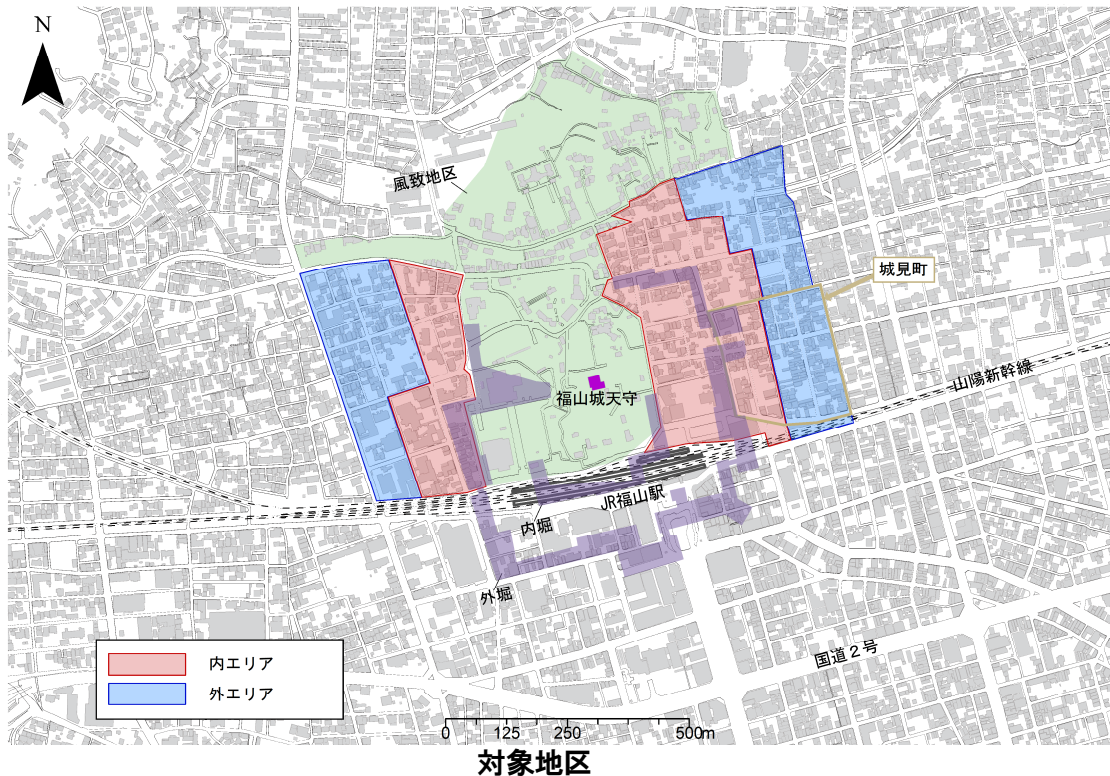
こうした、歴史的な経過と外堀の配置から、外堀の1街区外側を「内エリア」、さらにその外側で、西側にあつては風致地区の西端に沿って走る街路まで、東側にあつては、本町、城見町の町境までを「外エリア」とし、天守を中心としたすり鉢状の高さ制限を設けます。

なお、新幹線高架から南側の地域については、現在、駅前再生の取組が行われており、エリア価値向上に資する様々な手法の検討が望まれる地域であることから、福山城を中心とした高さ制限の適用はしないものとします。

### (4) 高さの制限の設定

「内エリア」については、福山城天守基台の石垣頂部の地上高2.3mを建築物等の高さの上限とします。また、「外エリア」については、建築基準法及び消防法上の制限が厳しくなる高さ3.1mを上限とします。

なお、当該地区において、建築物等の高さは、地盤面からの高さとし、塔屋の屋上部分と屋上突出物等を含むものとします。



対象地区

※福山城跡風致地区には、すでに、建築物の高さが15m以下であること等の制限を設けているため、対象地区には含みません。





## 第3章 景観づくりに向けた取組

## (5) 景観地区の概要

景観地区とは、市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。

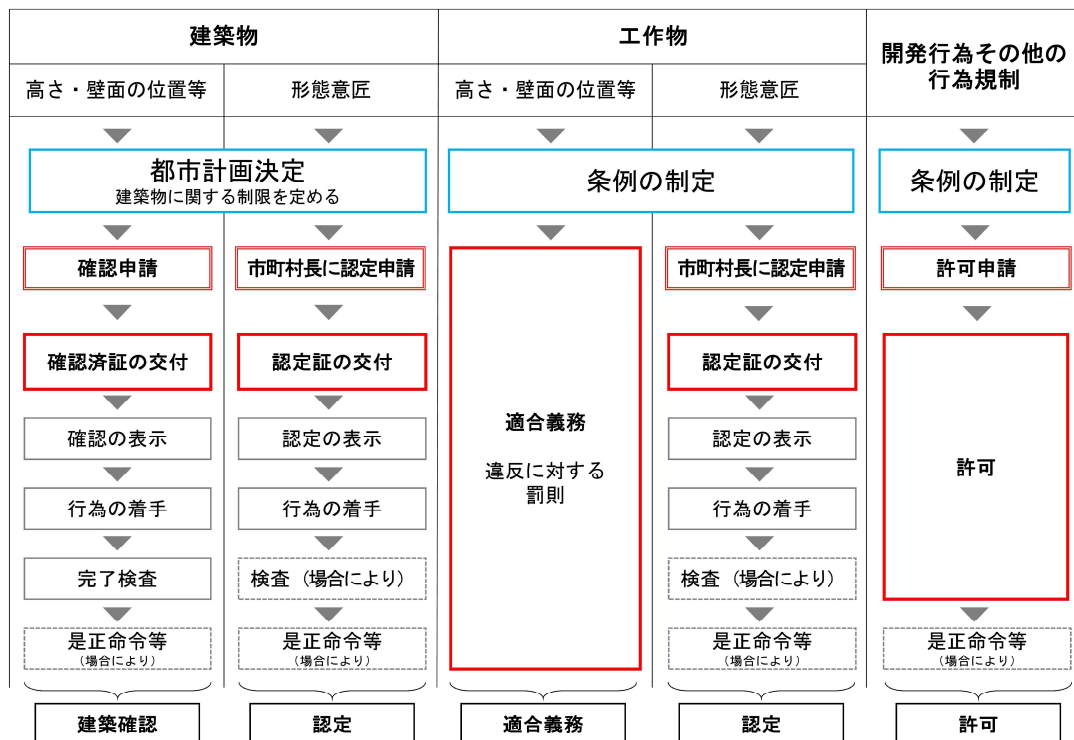
## 1) 景観計画区域と景観地区の違い

	景観計画区域	景観地区
根拠法	景観法	都市計画法 (景観法により規定)
目的	届出・勧告による緩やかな規制誘導を行う	建築物等の形態や規模を規制することで、積極的に良好な景観形成の誘導を行う
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な場合には、条例で定めた一定の事項について変更命令が可能</li> <li>区域内で、基準や届出対象区域をいくつかに分けて定めることも可能</li> <li>具体的な基準や届出対象行為については、景観行政団体が条例で制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が認められる事柄については景観認定制度を導入</li> <li>数値で分かる事柄（建築物の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度）については建築確認で担保</li> <li>土地の形質の変更など必要な規制を条例で制定可能</li> </ul>
区域設定	景観計画で区域設定	都市計画区域・準都市計画区域内では都市計画、それ以外では準ずる手続き（準景観地区）

※景観計画区域は、行政区域内の土地全体（第2章参照。）を対象としています。景観地区は、その中でも特に良好な景観形成の誘導を図るエリアとして設定します。

※景観地区に設定した区域が景観計画区域から除かれるものではありません。

## 2) 景観地区の規制と手続き





## 第3章 景観づくりに向けた取組

### 6) (仮称) 福山城周辺景観地区の制限

建築物		工作物		開発行為その他の行為規制
高さ・壁面の位置等	形態意匠	高さ・壁面の位置等	形態意匠	

(仮称) 福山城周辺景観地区には、建築物及び工作物の高さ及び形態意匠の制限を設けます。

#### 1) 建築物の制限

##### 高さ・壁面の位置等の制限

- ・内エリアは高さ2.3m以下とする。
- ・外エリアは高さ3.1m以下とする。
- ・壁面の位置等の制限は設けない。

##### 形態意匠の制限

行為の種類		認定の対象となる規模
法第63条第1項及び法第69条第5項	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが1.3mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの(増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ又は建築面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。)。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが1.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内であるものを除く。
	建築物の修繕等	高さが1.3mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物で、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの。
認定基準		
基本的遵守事項	1. 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観との調和を図るとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 2. 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証を行う。	
形態意匠	1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 2. 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とする。	
色彩	1. 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。 2. 基調となる色彩は、日本工業規格の色名(JIS Z 8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。	
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。	
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるものとする。	
その他	敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和を図る。	

#### 2) 工作物の制限

##### 高さ・壁面の位置等の制限

- ・内エリアは高さ2.3m以下とする。
- ・外エリアは高さ3.1m以下とする。
- ・壁面の位置等の制限は設けない。





### 第3章 景観づくりに向けた取組

形態意匠の制限		
行為の種類	認定の対象となる規模	
法第72号第2項関係	(ア) 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物（これらの支持物を含む。以下「架空電線路等」という。）の建設等	架空電線路等の直下の地盤面からの高さが20mを超えるもの（増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さが当該規模となる場合を含む。）。ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）にあつては、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計が10㎡を超えるもの。
	(イ) 擁壁その他これに類するもの（以下「擁壁等」という。）の建設等	鉛直方向の長さが5mを超えるもの（増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の長さが当該規模となる場合を含む。）。ただし、修繕等にあつては、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計が10㎡を超えるもの。
	(ウ) 架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物*以外の工作物の新設、増築、改築又は移転	高さが13mを超え（建築物に設ける工作物にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超え）、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの（増築し、又は改築しようとする場合においては、その増築後又は改築後の高さ又は築造面積がそれぞれ当該規模となる場合を含む。）。ただし、増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分の高さが13m以下で、かつ、築造面積の合計が10㎡以内であるものを除く。
	(エ) 架空電線路等、擁壁等及び屋外広告物以外の工作物の修繕等	高さが13mを超え、又は築造面積が1,000㎡を超える工作物（建築物に設けられた工作物にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるものを含む。）で、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの。
認定基準		
基本的遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観との調和を図るとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。</li> <li>2. 行為に当たっては、その周辺地域の状況を、パース、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証を行う。</li> </ol>	
形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とする。</li> <li>2. 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とする。</li> <li>3. 架空に設置する電気供給のための電線路その他の線状の工作物（これらの支持物を含む。）の建設等を行う場合、架空電線路等の本数は、必要最低限とする。</li> <li>4. 擁壁その他これに類するものの建設等を行う場合、敷地や隣接する道路等の状況を勘案し、勾配や色彩・素材等について周辺の景観に調和する形態・意匠とする。</li> </ol>	
色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。</li> <li>2. 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（JIS Z 8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。</li> </ol>	
素材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外装の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。	
設備等	工作物の設備等の付属物は、当該工作物との一体性が図られるものとする。	
その他	敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和を図る。	





## 第3章 景観づくりに向けた取組

### ※屋外広告物について

工作物のうち、屋外広告物法で定められた屋外広告物の制限は、この景観計画の工作物の制限における「高さの制限」及び「形態意匠の制限」に即したものとする。

「高さの制限」については、地表から広告物の上端までの高さを、内エリアにあっては2.3m以下、外エリアにあっては3.1m以下に制限し、「形態意匠の制限」については、公衆に表示し、広く情報などを伝達することを目的としている屋外広告物の特性を十分に踏まえ、福山城周辺景観地区の取組と整合が図られたものとなるよう、福山市屋外広告物条例の許可基準を定め制限する。



# 資料編

- 1 福山市景観計画検討懇談会
- 2 市民アンケート調査の概要





## 1 福山市景観計画検討懇談会

## 委員名簿

敬称略・50音順

	所 属	役職等	名 前	備 考
1	広島県建築士会福山支部	支部長	荒川 泰生	
2	広島県東部農林水産事務所	所 長	石田 良二	
3	広島県東部建設事務所	所 長	上田 隆博	
4	福山市議会建設水道委員会	委員長	大田 祐介	(木村 秀樹)
5	福山市自治会連合会	常任理事	柿木 敏秀	
6	福山市文化財保護審議会	副会長	鎌田 輝男	
7	広島弁護士会福山地区会	弁護士	上村 大介	
8	広島県環境県民局環境保全課	課 長	河村 敏成	
9	広島県土木建設局都市計画課	課 長	菅島 章文	
10	福山市商店街振興組合連合会	理事長	高田 健司	
11	福山市農業委員会	会長職務代理者	谷本 耕造	
12	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長	畑中 稔	
13	福山市女性連絡協議会	副会長	藤井 智恵子	
14	福山商工会議所	副会頭	藤井 基博	
15	公益社団法人 福山観光コンベンション協会	専務理事	松浦 良彦	
16	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科	准教授	八幡 浩二	
17	福山大学工学部建築学科	教 授	宮地 功	座長

2018年(平成30年)9月15日現在

※ 備考欄の( )内は前任者





## 福山市景観計画検討懇談会設置要綱

(目的)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画を策定及び改定するに当たり、良好な景観について広く市民の意見を求めるため、福山市景観計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 現在及び将来にわたる良好な景観の整備及び保全並びに形成に関する事項
- (2) 新たに創出する良好な景観の形成に関する事項
- (3) 前2号の景観が調和した景観を形成するために必要な事項
- (4) 良好な景観を形成するために必要な施策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(懇談会)

第3条 懇談会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、懇談会の目的を達成する上で市長が特に必要と認める者
- 3 懇談会は、市長が招集する。
- 4 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

- 2 座長は、懇談会の進行を行う。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理するため、事務局を福山市建設局都市部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項について必要が生じた場合は、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）5月21日から施行する。







福山市景観計画検討懇談会の経過は、次のとおりです。

### 第1回懇談会

日程	2009年（平成21年）2月13日（金）
場所	本庁舎9階90会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福山市景観計画策定について</li> <li>○ 市民アンケート調査について</li> </ul>

### 第2回懇談会

日程	2009年（平成21年）3月26日（木）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回懇談会での意見</li> <li>○ アンケート調査の状況について</li> <li>○ 景観形成の目標と方針について</li> </ul>

### 第3回懇談会

日程	2009年（平成21年）8月10日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの経緯と今後の取組</li> <li>○ アンケート調査の結果</li> <li>○ 福山市の景観特性（再整理）</li> </ul>

### 第4回懇談会

日程	2010年（平成22年）1月29日（金）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回懇談会での意見</li> <li>○ 福山市景観計画（素案）について</li> </ul>

### 第5回懇談会

日程	2010年（平成22年）3月29日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回懇談会での意見</li> <li>○ 福山市景観計画（素案）について</li> <li>○ 地域別の景観づくりの方針について</li> <li>○ 景観づくりに向けた取組について</li> </ul>

### 第6回懇談会

日程	2011年（平成23年）2月4日（金）
場所	本庁舎3階大会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福山市景観計画（案）について</li> <li>○ 福山市景観計画（素案）に対する意見募集の結果について</li> <li>○ 景観づくりに向けた今後の取組について</li> </ul>



**第7回懇談会**

日程	2018年（平成30年）8月28日（火）
場所	本庁舎3階小会議室
内容	○ 福山城周辺の建築物等に係る高さ制限について

**第8回懇談会**

日程	2018年（平成30年）10月29日（月）
場所	まなびの館ローズコム4階小会議室3
内容	○ 景観計画部分改定の素案について

**第9回懇談会**

日程	年（平成 年） 月 日（ ）
場所	
内容	





## 2 市民アンケート調査の概要

### アンケート調査結果

#### 調査の実施概要

- 名称: 福山城周辺の景観保全に関するアンケート
- 調査対象者: 2018年(平成30年)5月21日時点で、福山市の住民基本台帳に記載されている者のうち、18歳以上の男女4,000人(無作為抽出)
- 調査期間: 2018年(平成30年)6月1日から6月8日まで
- 調査方法: 郵送による配布・回収

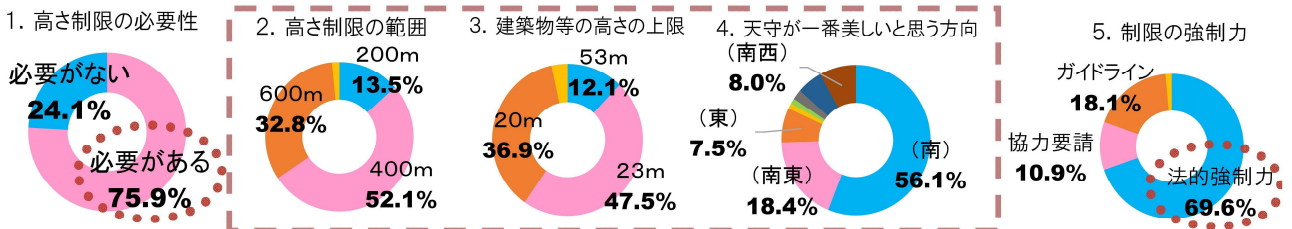
- 回答数: 1,484件
- 回収率: 37.1%



#### 設問

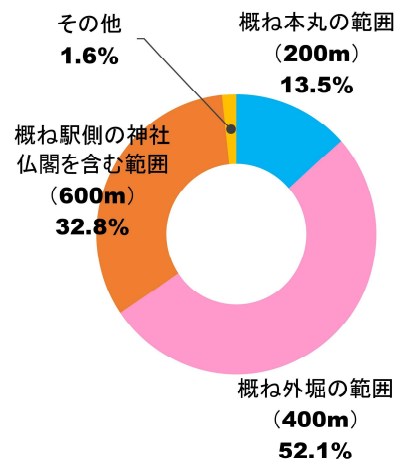
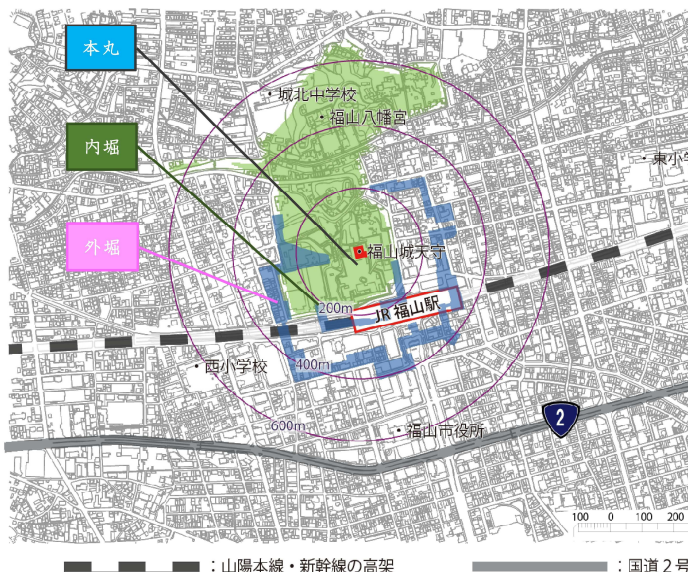
1. 福山城周辺の建築物等の高さに制限をかける必要があるとお考えですか、次のうちから一つ選んでください。
2. 高さ制限を行う必要があると思う範囲を次のうちから一つ選んでください。
3. 福山城の景観を保全するためには、周辺の建築物等の高さを少なくとも何メートルまでとすべきだと思いますか、次のうちから一つ選んでください。
4. 福山城の天守が一番美しいと思う方向を次のうちから一つ選んでください。
5. 高さ制限を守ってもらうためには、どの程度の強制力を持った制限が必要だと思いますか、次のうちから一つ選んでください。

### アンケート集計結果



## 2, 3, 4の設問と結果の詳細

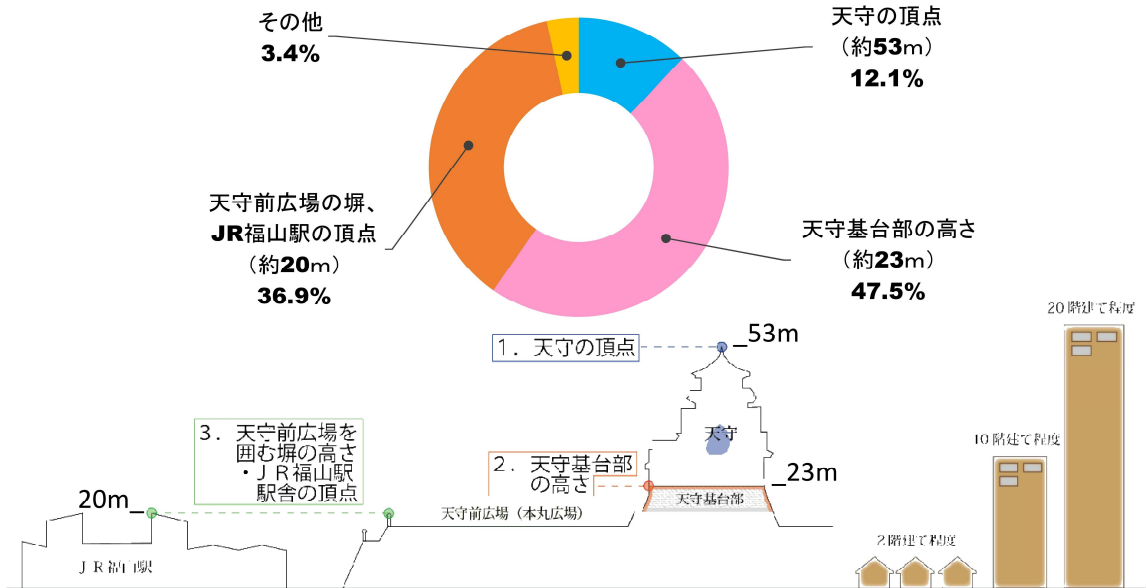
### 2. 高さ制限の範囲



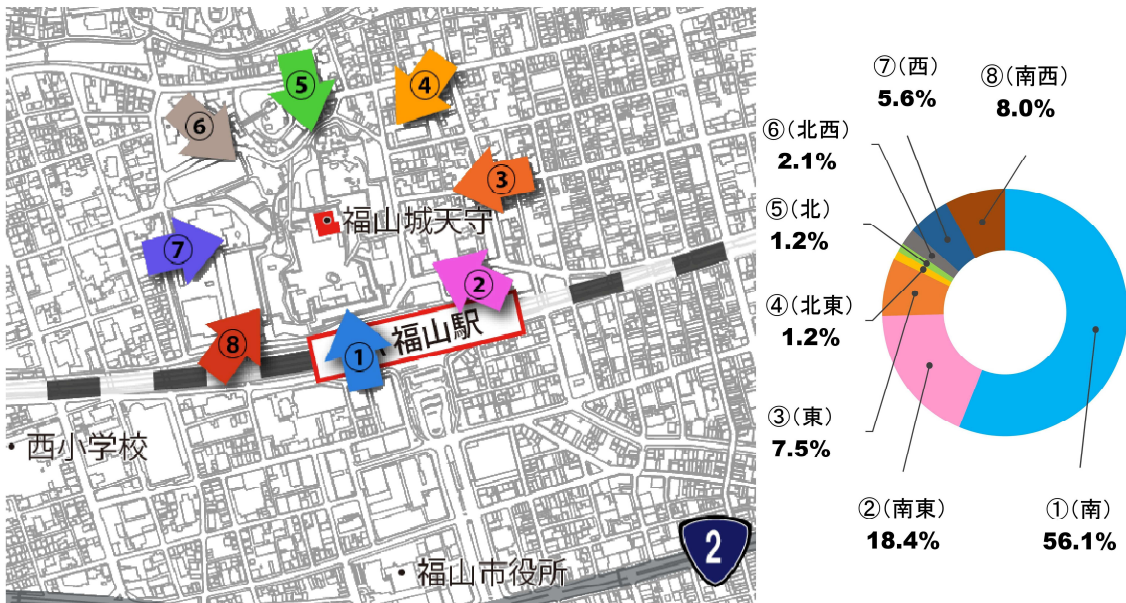


# 資料編

## 3. 建築物等の高さの制限



## 4. 天守が一番美しいと思う方向





発 行

福山市建設局都市部都市計画課

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

E-mail: ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL : 084-928-1092 FAX : 084-928-1735

策 定  
部分改定

2011 年（平成 23 年）3 月

年（平成 年）月



ばらのまち福山

